

認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議（第3回）議事録

■日時・場所：令和5年11月13日（月）10:00～10:56 総理官邸4階大会議室

■出席者：岸田内閣総理大臣（議長）、

高市内閣府特命担当大臣（副議長）、武見厚生労働大臣（副議長）、
加藤内閣府特命担当大臣、堀井内閣府副大臣、上野総理大臣補佐官、
村井内閣官房副長官、森屋内閣官房副長官、栗生内閣官房副長官、
藤井内閣官房副長官補

栗田構成員、鎌田構成員、黒澤構成員、柴田構成員、鳥羽構成員、藤田構成員、
町構成員

前田参考人（100BLG株式会社 代表取締役）

強矢参考人（株式会社イトーヨーカ堂 経営企画室 サステナビリティ推進部
マネジャー）

南参考人（ハウス食品グループ本社株式会社 ダイバーシティ推進部 部長）、
吉田参考人（福岡市社会福祉協議会 相談支援課 あんしん生活支援センター所
長、終活サポートセンター所長）

○高市内閣府特命担当大臣

皆様、おはようございます。ただいまより、第3回認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議を開会します。本日、議事進行を務めます健康・医療戦略担当大臣の高市でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。構成員、有識者の皆様におかれましては、御多用の中、御参加をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、早速、議事を進めます。まず、有識者の皆様より発表をいただきます。お一人につき5分間をめどにゆっくりと御発表をお願いいたします。なお、本日の有識者の御発表内容に関連した政府の取組につきましては、参考資料2にまとめておりますので、適宜御参照ください。

それでは、前田様からお願い申し上げます。

○前田参考人

100BLG株式会社の前田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、認知症になっても地域社会、仲間とつながりが切れない、そんな居場所を実現できないかということで、現在日本で初めて社会参加型デイサービスというものを実現しております。これは認知症のある方、そして、その御家族が共に生きる拠点、さらに自分自身であっていいのだ、失敗してもいいのだ、そして、それを責める人がいない、本当に

心から安心できる居場所となっております。そして、その中では共に生きる仲間がそこにおいて、その仲間と共に認知症を受容し、さらには自分たちにもまだまだできることがあるのではないかとこのような活動をしております。

そのうちの一つ、長野県の諏訪にあるBLG諏訪においてはビールのホップをつくり、そして、それを全国に配付していく、さらには八王子のほうでは竹林の再整備を行いまして、このような靴べらを皆さんと一緒に作ってみたり、また、今日はTシャツでお伺いをさせていただいているのですけれども、お隣に座っているイトーヨーカ堂さんと認知症の当事者の視点から、どのような売り場であれば買い物しやすいか、そのようなことを考えながら、当事者も社員も一緒になって店内を練り歩いております。このTシャツの裏にはイトーヨーカ堂さんのロゴマークも入っております。このように様々な地域において様々な企業と協働して、共に何ができるか、そして、その人と一緒にどうことができるのかを考えて実践しております。

その実践の中で大切にしていることというのが、社会の中で必要とされているという実感です。社会の中から必要とされている実感、つまりはつながりが切れてしまった、そのつながりをもう一度このBLGという場所に集い、そして、仲間と共に、1人ではできない、1人では買い物に行けない、1人では企業と共に何かをするということはプレッシャーが高い。けれども、仲間と共にであればまだまだできる、そんな居場所をつくっております。その中で出てくる言葉、まだまだ働きたい、例えばカーディーラーでの洗車、散歩がしたい、ポスティング、子供と遊びたい、駄菓子屋などなど、地域社会とつながりながら、それらの思いに添えていく、形にしていくというようなことをしております。

そのような事例の発端となったある認知症の人の一言です。この方はその地域で初めてグランドゴルフのサークルをつくった方になります。認知症と診断されて、迷った挙げ句、30人いる仲間打ち明けすることにしました。打ち明けた途端、自分の期待とは裏腹の言葉が返ってきました。「もうあなたは明日から来なくていいよ、だって、あなたは忘れてしまうのではないか、約束を守れないのではないか、家に帰れないのではないか」という誤った認知症のイメージ、自らも持つ内側の偏見と戦わなければいけない、まだまだ自分にはできるのに、そのようなことを思い落ち込んでしまった、社会とのつながりが分断されてしまった瞬間でもあります。

何でも言い合える仲間、そして、自分が自分でいれるという居場所、そんな居場所を100か所、これからもつくっていきたいと思っています。ただ、ある市民の方が言われたことがあります。たまたまBLGがある地域、たまたまBLGとつながった人はラッキーだよ、BLGがある地域、BLGとつながった人、ラッキー／アンラッキーで人生が左右されてしまっていると思っております。

私たちだけで100か所は難しいと思っております。いろいろな人たちの力を借りて、地域に1か所ずつでもこのような場所が増えることを強く望んでおります。

私からの発表は以上となります。ありがとうございました。

○高市内閣府特命担当大臣

前田様、ありがとうございました。次に、強矢様、お願いいたします。

○強矢参考人

おはようございます。イトーヨーカ堂の経営企画室のサステナビリティ推進部の強矢と申します。本日は、貴重な機会をいただきましてありがとうございます。認知症と向き合う幸齢社会の実現に向けたイトーヨーカ堂の取組について御説明をさせていただきたいと思っております。

2 ページ目を御参照ください。本日は、記載の3点について、私のほうから御報告をさせていただきます。

3 ページ目を御参照いただきたいと思います。1つ目は、認知症バリアフリーの取組は超高齢社会における経営戦略の一環であると考えております。本業を通じた社会課題の解決は、社会価値だけではなく企業価値にもつながり、新たな事業の創出など、ビジネスチャンスと捉えることもできます。

当社では、自治体・専門機関等との情報交換、地域包括支援センターなどとの連携体制の構築、社内資源の地域への提供などの推進を行っております。ステークホルダーとの継続的な対話を通じて地域との連携を強化し、現在79の自治体と包括連携協定を締結しております。高齢者の支援活動や地域の見守りネットワークへの参画など、地域の安全安心などにも協力しております。また、地域包括支援センターと連携し、認知症サポーター養成講座を基本活動とし、地域の皆様と顔が見える関係を構築しながら、定期的な情報交換、対話の場をつくっております。

現在では、今御報告のありましたBLGさんのように、イトーヨーカ堂八王子店など、複数の店舗で認知症の当事者の方やその御家族の方々との対話を通じて、商品、売り場、サービス、こういったところのニーズを汲み取りながら、ソフトとハードの両面でお店づくりに取り組んでおります。

4 ページ目を御参照ください。2つ目は、認知症バリアフリーの取組は従業員の介護離職防止につながり、企業の組織基盤の強化に資すると考えています。当社の社内アンケートの調査では、約8割の店舗で介護している従業員がいるという回答がございました。介護休暇などの社内制度の周知、利用促進の取組を通じて、従業員が介護をしながら仕事を続けられる環境整備に努めております。

当社では、教育の一環として就業時間内に地域包括支援センターと連携した認知症サポーターの養成講座を開催しております。従業員が地域包括支援センターを知り、何をしている場所なのかを理解することは、いざというときの相談につながり、社内制度と行政サービスを理解することで介護と仕事の両立につながると考えています。また、店舗の従業員の約8割は非正規雇用の従業員でございます。その地域に住む地域住民でもございます。

この学びは地域住民としても活躍ができると弊社としては認識をしております。

5 ページ目を御参照ください。3つ目は、認知症バリアフリー宣言の普及拡大が重要であると考えます。認知症の人やその家族の方々にとって安心して店舗やサービス、商品を利用できるなどの環境を提供する企業・団体の取組を見える化する取組である認知症バリアフリー宣言がございます。現在、認知症バリアフリー宣言の登録組織数は32、小売業では当社が唯一とあるように、その機運はまだまだ高まっていないと感じております。同業他社の宣言につながるよう、啓発などに取り組んでいくことが当社としての大きな使命であると認識をしております。

取組を進めるに当たっては業種別の手引き、認知症バリアフリー社会実現のための手引きが作成・公表されています。認知症バリアフリー宣言を踏まえ、ステークホルダーと連携した取組の強化から、認知症当事者やその家族の方々とのニーズを捉え、それに応えていくということは共生社会の構築につながると考えております。

6 ページ目を御参照ください。最後に、認知症バリアフリーの実現に向けて、当社では共生社会の一員として認知症への理解を深め、従業員の適切な接客対応などのサービス提供と共に、自治体や各種団体、地域住民との地域連携を図り、安全安心なまちづくり、誰もが買い物しやすい環境づくりを進めてまいります。店舗インフラを活用したコミュニティの場を提供し、地域の拠点としての役割を果たし、地域になくはない存在、豊かな暮らしを届けるコミュニティの実現を目指してまいります。

以上、御報告でございます。ありがとうございました。

○高市内閣府特命担当大臣

強矢様、ありがとうございました。次に、南様、お願いいたします。

○南参考人

ハウス食品グループ本社の南と申します。本日は、ハウス食品グループの仕事と介護の両立支援の取組についてお話をさせていただきます。

まず、ハウス食品グループの紹介をさせていただきます。創業110年となるハウス食品グループは、カレーだけでなくビタミン飲料などの健康食品、アメリカでの豆腐事業をはじめとする海外事業、CoCo壺番屋を代表する外食事業など、食に関わる幅広い事業領域で活動を行っております。

次のページを御覧ください。介護の取組を実施するに至った背景をお話しさせていただきます。我が社は2016年から本格的にダイバーシティの実現に向けた取組をスタートしました。中期経営計画において人と組織のありたい姿として、働きがいの追求による個人の成長、多様な個性の発揮と融合によるグループの成長を掲げております。個人の成長とグループの成長がつながっていることとなります。

2020年から3か年計画でスタートした介護の取組の狙いは2つ、1つ目は、介護を理由

とした離職防止、勤務継続支援を行うこと。2つ目は、介護に向き合う経験も成長の一つとして捉え、その経験を通じた個人の成長を会社への還元につなげるというものです。単に制度をつくるだけでなく、社員一人一人が介護の制度を理解して、自分の介護リスクを把握すること、そして、会社は両立実態や社員のニーズを把握することからスタートいたしました。

次のページを御覧ください。取組のポイントとしては、介護施策を通して会社からメッセージをきちんと発信すること、具体的な介護施策であるセルフチェックや講演会など、全て業務扱いとすること、介護施策は今後起こり得るリスク回避のための先行投資であることとなります。介護は個人の問題のようで実はチーム・組織の問題だと私たちは捉えております。進める上で、特に管理職には強く発信をしております。

3ヶ年計画では各年にテーマを置き、1年目は自分の介護に関する現在地を知る、2年目は具体的な事前準備のメリットをお伝えして一人一人必要な行動を後押しする、3年目は介護の経験が個人の成長につながるということとして、ポジティブに受け止められるように組織浸透を図ることとなります。

次のページを御覧ください。実際を取組としましては知識を得る、そして、相談する、この2つの柱で行っています。知識を得る取組としては、御自身の現在地を知るためにセルフチェックを行っていただき、その現在地によって必要な行動を知り、介護の状況になった際に、どうすれば両立できるかを考えていただくことに取り組みました。そのためにハンドブックの作成、講演会、動画配信などを行っております。そして、上司や人事に相談してほしいこともお伝えし、当事者である社員、上司、人事との三者面談の仕組みも用意しています。介護はなかなか相談しづらいと感じてしまう社員が多いのですが、こういった発信の中で声を上げる社員も出てまいりました。

最後のページを御覧ください。これらの取組で社として何が足りていないのかというところが把握できました。

相談窓口があること、国や会社の制度の認知度が低いこと、認知度が低いことで社員の介護知識が足りていないということ。2つ目は介護による勤務継続リスク発生の可能性です。介護を抱える可能性のある社員がどの年代でどの程度いるのか。9割以上の社員が介護に直面しても勤務継続したいと思っていること。3つ目は社員が介護にどのような思いを持っているかです。若手社員であっても介護には関心を持っておりますし、介護の取組が肯定的に受け止められているということ、知識を得ることで、さらに知識を得たいという思いを持っていること、こういったことが把握できました。

今後、3年の施策がきちんと社員に届いているかを検証していきます。社員アンケートを実施し、施策の狙いが共有できていたのか、両立の不安が解消したのか、施策の先行投資の価値も試算していく予定でございます。私どもの取組はまだまだ道半ばでございます。今後も継続して行っていきます。今後、どのような施策が必要なのかは、今回の効果検証をもって計画をしていくと考えております。私からは以上となります。

○高市内閣府特命担当大臣

南様、ありがとうございます。最後に、吉田様、お願いいたします。

○吉田参考人

皆さん、こんにちは。福岡市社会福祉協議会の吉田と申します。私からは「誰もが自分らしく生活できる社会を目指して」ということで、取組の御説明をいたします。

私たち福岡市社会福祉協議会は共生社会の実現に向けて、次のようなミッションを掲げております。福岡から日本の社会課題を解決するというミッションに向け、下にある様々な取組を進めておりますが、本日は右下に書いてある「最後まで自分らしくありたい」というところで、終活と住まいの取組について御説明をいたします。

次のスライドは、これらの終活と住まいの社会課題に応じた取組の流れになります。

まず、左の終活のほう、万が一のときの心配に対して事前に預託金をお預かりして、葬儀などの死後事務を行う「ずーっとあんしん安らか事業」というものを十数年前から行っております。ただ、数十万円の預託金を預けることが難しいという方もいらっしゃいますので、少額短期保険を活用することで毎月数千円の利用料金で死後事務が利用できる「やすらかパック事業」も開発しております。このように、死後事務だけではなくて終活相談などに対応する「終活サポートセンター」を設置しております。

一方、右側の住まいのほうですけれども、転居するときに保証人がいないことで住み替えが難しいというような状況もありますので「住まいサポートふくおか」という事業を実施しております。こちらで一定の実績を上げながら、一方で、空き家の問題も全国でかなり増えておりますので、空き家と子ども食堂や障がい者のシェアハウスなど、社会貢献活動を担う方々をマッチングするシステムとして「社会貢献型空家バンク」事業というものを運用しております。このように、住まいのほうでは福祉と住まい、両方の課題をワンストップで対応していく「住まい・まちづくりセンター」を併せて設置しております。

このように各領域を窓口とした総合相談窓口を置くことで、御本人さんの意思決定支援をしながら共生社会の実現を目指すというような働き方をしております。

次のスライドでは、終活サポートセンターの具体的な概要として包括支援という側面にクローズアップしております。主に3つの機能がありまして、1つ目は終活の啓発活動、それから、個人の様々な課題がありますので、その課題整理をしながら個別相談を行う、併せて、身寄りのない方に対しては少し御説明した死後事務委任事業を行うことでの終末期支援ということで、啓発からコーディネート、そして、終末期支援と包括的に一体的にサポートができる状況にしております。

併せて下の図の説明ですが、死後事務を契約された方も高齢化するに従って認知症など判断能力が低下することもあります。状況に応じて金銭管理の事業や法人後見でお受けするなど、社協のほかの事業も併用することで、御本人さんの尊厳を守りながら意思決定

をお手伝いするような「あんしんシステム」という支援体制も構築しております。

次のスライドは住まいのほう、住まい・まちづくりセンターによるコーディネートの部分を御説明いたします。「住まいサポートふくおか」という取組は不動産事業者による入居支援、あと、入居した後、住民相互の見守り活動というような生活支援サービスを相談者の状況に応じてコーディネートしております。また、相談者の中には住み替えだけではなくて、DV被害、低所得など、その他の課題を併せて抱えていらっしゃる方も一定いらっしゃいます。そういった方々を必要に応じて社会資源におつなぎするという幅広いコーディネートの能力も必要だと感じています。

もう一つの「社会貢献型空家バンク」事業は、私たち福祉の専門職としては空き家の活用に当たって弁護士や建築士、税理士など、多様な専門職との連携が不可欠となっております。このように、お話ししてきたような社会課題、様々な複合問題も合わせておりますので、このような社会課題を解決するためには多様な地域の専門職、社会資源が連携できるようなプラットフォームを形成するようなコーディネート能力ということがより必要になってくると考えております。

御説明したような終活サポートセンターで特徴があるような包括的な支援、それから、住まいでのコーディネート、こういったところを基本的な戦略として、日本の社会課題を解決する取組をこれからも進めていきたいと考えております。

最後になりますけれども、福岡市としましては人生100年時代を見据えまして「福岡100」プロジェクトというものを推進しております。これからも産学官民で連携しながら、共生社会の実現に向けて様々な取組を推進していきたいと考えております。

私からの説明は以上となります。御清聴いただきありがとうございました。

○高市内閣府特命担当大臣

吉田様、ありがとうございました。それでは、ただいまの御発表を踏まえた構成員の皆様からの御意見を賜ります。まず、藤田構成員、お願いいたします。

○藤田構成員

日本認知症本人ワーキンググループの藤田和子です。ご報告いただいた皆さん、ありがとうございました。バリアフリーの取組が効果的に行われているかということは、今後本人と確認しながら進めていただけるとよいと思います。それと、前田さんたちの取組ですが、認知症になってからも仲間とつながりが切れない、そういう社会参加型デイサービス、企業と協働していくというような取組は全国でこれから増えていくといいなと思いました。

全体としましては、認知症の人に限らず、介護を必要とする人は様々ですので、介護と仕事の両立を考えることは大事なことです。ただ、全ての企業に通じることですが、そこで働く従業員が認知症になるかもしれません。今、既に認知症の方がおられるかもしれません。基本法の第3条の基本理念に認知症の人の基本的人権が掲げられています。第16条

には認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職などが挙げられています。介護ということだけでなく、働いている人自身のことにも目を向け、従業員が認知症になったとき、合理的配慮がなされるということが必要です。従業員が安心して働き続けられる職場、これが活力ある社会ではないかと思えます。

ここでお伝えしたいことは、本人の声と力を生かすことによって、本人と共に社会の活力を上げていき、こうした未来志向で、企業も含めて社会全体の視点・価値の転換をしていくことが大切です。基本法の成立までの過程で本人が繰り返し議論してきたことは支援者側の視点や発想のままだと支援者側にとっての問題、どう対処するか、介護するかという問題対処型の一方向的な取組になっていきます。

また、本人をひとくくりに固定的に見てしまい、認知症の人、一人一人への理解が深まらず、誤解や偏見が助長され、本人、そして、家族が追い込まれてしまうこともあります。さらに本人にとって必要な配慮や支援が見いだせず、逆にその対応が本人のバリアやストレスになることも少なくないです。

様々な世代の人が認知症になる可能性がありますけれども、認知症になってからも、一人一人は社会の一員であり、自分なりの考えや多様な力を秘めています。これまでの経験を生かして、新しいことにチャレンジする人も増えてきています。こうした本人の声や力を発揮する機会をつくり、増やしていくことで、認知症になってからも自分らしく自立して暮らす可能性を高めていきます。これにより家族や企業などの活力を保ち、伸ばしていくことにつながります。

本人視点に立った本人の声と力を生かすことという発想・価値観に基づいて、企業も含めた社会全体が転換し、アクションしていくことが、社会全体の発展のためにこれまで以上に重要です。基本法の第3条、基本理念の第1項に、全ての認知症の人が基本的人権を享有する個人と掲げられたことがとても大切です。今後は基本法にのっとり、当事者視点・当事者参画で、本人の声と力を生かして取組を組み立てることが大事です。

認知症イコール絶望という従来の発想を大きく変え、認知症になってからも希望を持って生き、共に暮らしやすい社会をつくってほしいという本人が全国で増えつつある時代となりました。こうした流れを大切にして加速させる提案を今回出させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○高市内閣府特命担当大臣

ありがとうございました。次に、鎌田構成員、お願いいたします。

○鎌田構成員

認知症の人と家族の会の鎌田です。発表ありがとうございました。

認知症の本人が生き生きとしている姿というのは家族にとってもとても嬉しいことです。社会の中では、何もできない、何もできなくなるという認知症観が、まだまだたくさん

ごめいていますし、本人もそのように思っていて、ひきこもって何年も家の中に閉じこもり、病状が進行しているという現状があります。

医療機関で必ず診断を受けているわけですので、医療機関からすぐに、そういう支援を受ける場があること、どんなサポートがあるかということの相談場所につながるような施策を早急にやっていただきたいと思っております。

それから、仕事と介護です。介護離職の人たちはすごく増えてはいないですけども、働きながら介護をしているという人たち、ワーキングケアラーの人たちは、今日の資料の中にも出ていますけれども、大変増えています。私たちの調査の中でも、正規職員から非正規職員に変更をした、それはなぜかということ、職場に迷惑がかけられないとか、どうしていいかわからないから辞めざるを得ない、追い詰められて辞めざるを得なくなったというような、相談の窓口がなかったということが一番のところでは。

先ほどのハウス食品様とかイトーヨーカ堂様のところでは相談の窓口があるということですので、そういう企業がもっともって増えて、働きながら介護のある暮らしが標準であるような、標準というとおかしいですけども、それも本当にあるべき姿としてあればいいなと思っております。基本法の中で、その人らしく生きる社会というのが共生社会ですので、本当に認知症となったとしても、介護者になったとしても、自分らしく自分の人生が歩めるような、そんな社会をつくっていけるように、みんなで考えていければと思います。

最後に、家族も本人も働き続けられる、自分が生きがいを持って、役割を持って、先ほど藤田さんもおっしゃいましたけれども、家族もそうですし、本人もそうですし、職場の中、それから、地域の中で自分が役割を持って生きられるということをつくっていけるよう、皆さんと一緒に家族の会もやっていきたいと思っております。以上です。

○高市内閣府特命担当大臣

ありがとうございました。次に、栗田構成員、お願いいたします。

○栗田構成員

東京都健康長寿医療センター認知症未来社会創造センター及び認知症介護研究・研修東京センターの栗田でございます。私からは全体を通しての総論的な意見だけ述べさせていただきます。御承知の方も多いと思いますが、国際アルツハイマー病協会で認知症フレンドリー社会を実現するための四原則というものを示しております。

1つ目は当事者の参画ですが、これは当事者を尊重し、尊厳を守り、当事者の自立生活を支援するには、当事者の思いを知ることから始める必要があるということでございます。これは基本法の第3条の第1項の理念にも関係しておりますし、障害の領域で古くから使われている自立生活支援という言葉とも関連しています。BLGの取組は、まさにこれに当たるのではないかと考えております。

2つ目は偏見と社会的孤立の解消ですが、これは当事者が社会とつながれること、ある

いは必要な社会的支援につながれること、あるいはバリアフリーに向けた取組といってもよいかと思えます。

3つ目は、このような取組が保健医療福祉の領域だけではなくて、様々な領域や機関、つまり小売業だったり金融業だったり公共交通機関だったり、あるいはレジャー・文化教育の多様な機関で展開されていること。

4つ目は、そのような取組を点としてではなく面としていくためには、官民連携を含めたパートナーシップをつくり出すこととなっています。

近年、日本の認知症施策は確かにそのような方向に進んでいるのではないかと思います。そのことが、このたびの共生社会の実現を推進するための認知症基本法の成立につながったのであらうと考えております。このような動きを今後さらに加速させて、汎化させて、そして、これを継続的に評価できるようにしていくことが、この法律の下で進められる我が国の認知症施策の方向性であらうと考えております。以上でございます。

○高市内閣府特命担当大臣

ありがとうございました。次に、黒澤構成員、お願いいたします。

○黒澤構成員

貴重なお話をどうもありがとうございました。私からはできれば2つ申し上げたいなと思っているのですが、時間の都合で一つになってしまうかもしれません。

なかなかふだん言われていないことをと思えば、介護離職という点で、私はふだん、身寄りのない高齢者の支援をずっとやってきておりますので、その視点から意見を述べさせていただければと思います。介護離職を防ぐというところも中核の対応としては、介護休暇制度とか介護休職制度とかを充実させていくということがあると思うのですが、これ自体は家族が仕事を休んで担うというのが前提になっているところがあると思います。

結局、休んでまで世話してくれる家族がいない人はどうするのだろうか。家族がいたとしても、その家族は仕事を休んで家族の世話をすべきという価値が残っていて、それが果たして現在の日本の家族のありようにフィットしているのかというところがあります。

例えば具体例を挙げると、ふだんは介護保険を使って一人暮らしをしているような父親が、がんの検診とかで大学病院に通院するといったときに、家族が付き添ってくださいと、娘さんが一緒に来られる平日の時間に予約を取りましようとなるわけです。そうすると、介護休暇を使って行きます。すると、娘はあと何回休まなくてはいけないのだろう、年に10日あるけれども、あとどれだけ、ほかにも出てくるとすると、娘としては介護離職に向けて追い詰められていく。だとしたら、ぜひ大きな企業さんなどが中心になると思いますけれども、父親の通院を娘ではなく、仕事としてやってくれる自費のヘルパーさんが代わりに行ってくれるような支援をしてくれる、そういったような形、家族が全てを担うことが必ずしも家族の愛情ではない、しかも家族のいない人が肩身の狭い思いをしなくて済む、

そういった方向性も一つ考えていただけると良いと思いました。

結局一つになってしまいました。以上です。

○高市内閣府特命担当大臣

ありがとうございました。次に、柴田構成員、お願いいたします。

○柴田構成員

柴田と申します。よろしくお願いいたします。四方の発表、なかなかすばらしいなと思いつながら聞かせていただきました。

イトーヨーカ堂さん、ハウス食品さんの御発表を伺いまして、改めて認知症の方に対する取組というのは、今回の発表の中で企業の社会貢献活動ということだけではなくて、社員やその家族、あるいは利用者を満たしていく企業経営という言葉が何度か使われていたと思います。こうした一貫したものであると理解しました。これを標準として企業経営していくということが、今後のスタンダードになっていくのではないかと感じました。

また、前田さんの発表を伺い、この内容と共通しているところがあると思いました。一般化・標準化ということだと思います。高齢だから、認知症だから、そして、何か特別なことを言うことではなくて、居場所とか役割が大事だということはずっと言われていることです。これが誰にとっても必要なことだと思います。子供から認知症の方まで特別な何かをするのではなくて、普通に過ごせる、みんなと同じが目指す姿であって、普通に過ごせることを標準とするケアや政策が必要だと感じております。

また、今日の前田さん、そして、イトーヨーカ堂さんの発表の中で、企業と介護業界がつながるTシャツの見える化というのがありました。地域住民、実はこの見える化がとても大事なのではないかなと思いました。そして、福岡市社協の取組、必要とされている事業を非常に幅広く実践されているなと思いました。市社協の枠を飛び越えて、さらに類似することに取り組んでいる団体さんと協働することによって、認知症と向き合う幸齢社会の実現にさらに近づけるのではないかと、そんな感想を持ちました。以上です。

○高市内閣府特命担当大臣

ありがとうございました。次に、鳥羽構成員、お願い申し上げます。

○鳥羽構成員

鳥羽でございます。本日の御発表をありがとうございました。政府の取組の資料と今日の御発表の方の資料を見比べながら、医者としての私の感想を述べさせていただきます。

共生社会、ソーシャルインクルージョンという意味の当事者の生活を基にした奥深さ、不可欠な要素が国の制度だけでは足りていないところが多くあり、それが企業やNPOの御努力で少しずつ解消されてきているという印象です。

私は老年科医であり、認知症の診療をずっとしております。患者さんがいらっしゃると、もちろん1人に20～30分かけるわけですが、最初の5分は病気やその方の悪いところについてのチェックはしますけれども、残りの15分はどんなことが得意だとか、どんなことができるかとか、今までの友達と会っているかとか、家の中でできることは何か、楽しいことは何かとかをお聞きして、その人に残されたいところを見つけるという考え方で診療しております。失われたところは、歳を取ると誰でも病気が5つも6つもあり、どんどん悪いことばかりで、同窓会に行っても病気自慢の話ばかりで面白くないのですけれども、その方のいいところを見つけていくのが老年医学です。

認知症の医療においても、私はそういうような形でずっとやって参りました。特にBLGの方々は残されたいところに着目してやっていくすばらしい取組だと思えますし、自治体もそれをサポートするいい働きをされていると思えます。

患者さんにこういう趣味があるからといって、ここを紹介しようかと思えますと、自治体の中では、そのような方のできる場所のマップが用意されているところもありますけれども、用意されていなくて、どこに行ったらいいか分からないところもたくさんある。したがって、その方の残された趣味やできることに応じ、自治体がどのようなサービスができるかというマップを全国的にぜひ作っていただきたいですし、それを支えるものとしてBLGのような組織がさらに有機的につながって、残された御本人の喜びや力を生かせるような仕組みにすると、厚生労働省の大きな仕組みと連動するのではないかと感じました。以上です。

○高市内閣府特命担当大臣

ありがとうございました。お待たせしました。町構成員、お願いいたします。

○町構成員

私のほうからは、介護と仕事を両立させた当事者の一人としてその辺りをしっかりと、と思えますが、これは1回目でも私は発言させていただきましたけれども、介護保険がスタートして23年がたちます。ハウス食品さんからダイバーシティの取組がありましたけれども、2020年からということで遅すぎます。介護離職が10万人の数字を記録したのも2013年辺りで、実は10年前から10万人という数字が続いております。

10年たっているということは、100万人が既に辞めているということで、鎌田さんからはワーキングケアラーの人も増えているとありました。介護しながら、仕事をしなければ続けられない、生活できないという人も合わせているのだと思えます。相談しづらい、相談しないで辞めてしまったという方が、ほかの企業でも話を聞くと多いです。7～8割ぐらいは相談できずに辞めてしまっている人が実情だと思えますので、実態を知るためには、企業の大きさにかかわらず、ニーズを把握する必要がありますので、全社的にアンケートを実施して、課題を見える化していただきたいなと思えます。

あとは制度があっても、実は介護休業取得率がかなり低くて、これは制度がないようなものだとは私は思っています。制度がなくても実は柔軟に働いて、あと、周りに申し訳ないと思わなくていい、先ほど黒澤委員からありましたけれども、使えるサービスをちゃんと使って続けるということは可能ですので、そういうバックアップを会社を挙げてやってほしいと思っております。

あとはワークライフバランスという言葉があります。これまで多くの女性が介護のために仕事を辞めていますけれども、実は女性はワークとライフでライフを選んだわけではありません。ケアのために辞めています。自分自身の人生を諦めて、ケアのために離職していますので、ワークライフケアバランスという自分の人生と仕事とケアのバランスが大事なのだと思っていますし、このことに早く男性が気づいてほしいなと思います。これから介護離職は本当に男性の問題だと思います。管理職になっている50代の男性がこれから介護に直面していくのだと思いますので、再認識していただきたいと思います。

最後に、BLGを1回目に触れさせていただきましたけれども、前田さんのほうから、民営のイトーヨーカ堂さんからの支援があるということですが、これは就労を認めるということで、厚生労働省に5年かけ合って認めさせたという話を以前に伺ったことがあります。やるのは決して簡単ではありません。仕事つき高齢者向け住宅とか、実はいろいろな形で働く形を支援する事業をやっているところはあるのですが、どこも課題は、どうやって対価を得るかという、今、数百円という、働いても対価がそれぐらいですが、果たしてそれでいいのかというところも私は疑問に思っていますので、その辺りは、まだ制度がちゃんとしてなくて、努力している事業者が頑張っているのでは継続していきませんので、そこら辺のバックアップをしてほしいなと思っています。

あったらいいな、を形にする。あったらいいな、はなかなか制度や法律になりませんが、実践が先で後から制度がついてくる形でいいと思いますので、ぜひ頑張っている事業者が続けてできるように、あと、そこで一人一人自分らしく生きている認知症の人を支えるために、取れる政策をぜひやってほしいなと思います。以上です。

○高市内閣府特命担当大臣

ありがとうございました。皆様の御協力のおかげで、あと2分余裕ができました。

黒澤構成員、先ほどあと一つの御提言を残されたと聞いておりますので、どうぞ。

○黒澤構成員

ありがとうございます。あと一つというのは、私と同じような分野でやっている福岡市社協さんのお話についてです。本当に社協さんがこういうことをやるのはものすごく意義の大きいことで、国民の皆さんが安心して使えるとはもちろん思うのですが、対象者がきつとあまりにも膨大すぎて、全国の社協が全てこれを担うというのがなかなか難しいところが課題にあると思っています。当然、この問題は生活困窮者とか、中間層より

お金があまりない方だけの問題ではなくて、お金のある方にも同じような問題が起こっているので、資産状況ごと、ペルソナごとの対応もしっかり考えなくてはいけないのかなと思ったところです。

もう1点、社協さんの話の中で、住まいというのがこれから非常に重要になってくると思います。今まで高齢者の皆さんは持ち家の所有率が非常に高かったのですが、これから単身のまま老後を迎えると、結局、賃貸住宅のまま歳を取ってくるという方が非常に増えてくる。そういった中で、現状は65歳以上で家族がいないという、間違いなく賃貸住宅は借りられません。そういった問題がもっと顕在化してくると思うので、居住支援の問題、こちらもお金がない方だけの問題ではないので、そういったところも全体的に考えていけたらいいかなと思います。以上です。

○高市内閣府特命担当大臣

ありがとうございました。それでは、お時間がまいりました。皆様、本当にありがとうございました。ここでプレスが入室いたしますので、しばらくお待ちください。

(プレス入室)

○高市内閣府特命担当大臣

それでは、総理から、本日の締めくくりの御発言をいただきます。

○岸田内閣総理大臣

本日も有識者の方々を含め、皆様方から大変貴重な御意見を承りました。御協力に心から感謝を申し上げます。

様々な先進的な取組のお話を伺いましたが、まず、認知症になっても働きたい、地域に貢献したいという希望をかなえる場所が身近にあることは重要です。地域社会や仲間とのつながりを維持できる居場所を全国に広げる必要があります。この方針を認知症基本法に基づく国の計画に盛り込み、自治体の計画づくりにいかしていきたいと思います。

また、認知症の方が住み慣れた地域で普通に暮らし続けられるよう、障壁を減らす認知症バリアフリーの取組を進めることが必要です。既に小売業をはじめ、一部の業種で業種ごとの手引きが作成されていますが、本日お話を伺ったようなリーディングカンパニーの協力も得ながら業界内での普及を図ると共に、宿泊、飲食、金融サービス、情報通信サービスなど、より幅広く個別の業種で手引きが作成され普及するよう、武見大臣を中心に関係府省で連携して取組を進めてください。

介護離職者数が10万人を超える一方で、家族の介護をしている労働者のうち、介護休業を利用している方は1.6%、介護休暇を利用している方は4.5%にとどまっています。仕事と介護の両立支援制度の周知と併せ、働く家族の方が制度を利用しやすい環境を整備することが喫緊の課題です。現在、厚生労働省の審議会で、こうした介護離職を防止するため

の仕事と介護の両立支援制度の仕組みづくりについて検討が進められていますが、次期通常国会での法案提出に向け、早急に結論をまとめていただくようお願いいたします。

併せて、本日伺った先進的な企業のみならず、幅広い企業が前向きに両立支援に取り組めるよう、企業向けの適切な情報提供・効果的な発信を含めて、関係府省で連携をして、検討を深めてください。

さらに、身寄りのない高齢者の生活上の課題については、本日御紹介いただいたように、万が一に備えた金銭管理の心配や、住み替え問題といった目に見える具体的な課題も重要ですが、それだけでなく、その背景にある高齢者が抱える多様で複雑化している課題に寄り添うことが大切です。そのためにどのような支援や体制が必要となるのか、先般立ち上げた内閣官房の調整チームを中心に、課題の整理を急いでください。

引き続き、年末の取りまとめに向けて、皆様の一つ一つの御意見を大切に積み重ねていきたいと考えています。今後とも忌憚のない御意見をお願い申し上げます。

本日も誠にありがとうございました。

○高市内閣府特命担当大臣

総理、ありがとうございました。プレスの方は、ここで御退室をお願いいたします。

(プレス退室)

○高市内閣府特命担当大臣

これもちまして、第3回認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議を終了いたします。本日の議事録につきましては、内閣官房健康・医療戦略室において作成の上、公開いたします。次回もぜひよろしくようお願い申し上げます。誠にありがとうございました。